

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成30年9月21日
【事業年度】	第37期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）
【会社名】	寺崎電気産業株式会社
【英訳名】	TERASAKI ELECTRIC CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 寺崎 泰造
【本店の所在の場所】	大阪市平野区加美東六丁目13番47号
【電話番号】	(06)6791-2701(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役 経営企画室室長 周藤 忠
【最寄りの連絡場所】	大阪市平野区加美東六丁目13番47号
【電話番号】	(06)6791-2701(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役 経営企画室室長 周藤 忠
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成30年9月13日付けで受領した社内調査委員会の調査報告書を踏まえ、平成30年9月14日付けで、第37期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）有価証券報告書の訂正報告書を提出いたしましたが、監査法人による監査未了のものをその編集作業中に誤って提出したため、訂正報告書の記載事項に一部誤りがあり再提出するものがあります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第1 企業の概況

##### 1 主要な経営指標等の推移

##### (2) 提出会社の経営指標等

#### 第5 経理の状況

##### 1 連結財務諸表等

##### (1) 連結財務諸表

連結損益計算書及び連結包括利益計算書

連結損益計算書

連結キャッシュ・フロー計算書

注記事項

(税効果会計関係)

##### (2) その他

##### 2 財務諸表等

##### (1) 財務諸表

株主資本等変動計算書

注記事項

(税効果会計関係)

< 独立監査人の監査報告書 >

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_線を付して表示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (2) 提出会社の経営指標等

(訂正前)

回次	第33期	第34期	第35期	第36期	第37期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
1株当たり純資産額 (円)	798.02	868.70	<u>939.39</u>	936.81	<u>964.32</u>

(訂正後)

回次	第33期	第34期	第35期	第36期	第37期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
1株当たり純資産額 (円)	798.02	868.70	<u>939.40</u>	936.81	<u>964.33</u>

### 第5【経理の状況】

#### 1【連結財務諸表等】

##### (1)【連結財務諸表】

##### 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

##### 【連結損益計算書】

(訂正前)

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業外費用		
その他	<u>46,303</u>	605

(訂正後)

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業外費用		
その他	<u>46,373</u>	605

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

（訂正前）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,236,640	2,244,650	19,690,870	1,433	23,170,726
当期変動額					
剰余金の配当			156,347		156,347
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,622,377		2,622,377
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	2,466,030	-	2,466,030
当期末残高	1,236,640	2,244,650	22,156,900	1,433	25,636,757

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調 整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	298,235	1,181,683	1,792,199	3,272,118	43,584	26,486,429
当期変動額						
剰余金の配当						156,347
親会社株主に帰属する 当期純利益						2,622,377
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	110,412	1,063,971	421,886	1,596,270	3,122	1,599,392
当期変動額合計	110,412	1,063,971	421,886	1,596,270	3,122	866,637
当期末残高	187,823	117,712	1,370,312	1,675,848	40,461	27,353,067

(訂正後)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,236,640	2,244,650	19,690,870	1,433	23,170,727
当期変動額					
剰余金の配当			156,347		156,347
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,622,377		2,622,377
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	2,466,030	-	2,466,030
当期末残高	1,236,640	2,244,650	22,156,900	1,433	25,636,757

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調 整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	298,235	1,181,683	1,792,199	3,272,118	43,584	26,486,429
当期変動額						
剰余金の配当						156,347
親会社株主に帰属する 当期純利益						2,622,377
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	110,412	1,063,971	421,886	1,596,270	3,122	1,599,392
当期変動額合計	110,412	1,063,971	421,886	1,596,270	3,122	866,637
当期末残高	187,823	117,712	1,370,312	1,675,848	40,461	27,353,067

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(訂正前)

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
その他の負債の増減額(は減少)	433,782	558,009

(訂正後)

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
その他の負債の増減額(は減少)	433,782	558,009

【注記事項】

(税効果会計関係)

(訂正前)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	117,641千円	348,773千円
退職給付に係る負債	104,809	275,160
関係会社株式評価損	9,060	9,180
関係会社出資金評価損	57,380	110,525
未払賞与	168,716	166,588
貸倒引当金	247,041	268,701
たな卸資産評価損	323,439	270,136
賃貸借契約解約損	221,760	-
その他	546,173	503,406
繰延税金資産小計	1,796,022	1,952,472
評価性引当額	693,297	849,755
繰延税金資産合計	1,102,725	1,102,716
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	73,302	70,245
子会社の留保利益	134,205	126,081
退職給付に係る資産	522,875	578,726
退職給付信託設定	-	158,927
特別償却準備金	13,478	12,014
その他	24,476	18,368
繰延税金負債合計	768,337	964,364
繰延税金資産(負債)の純額	334,387	138,352

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産(負債)の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	591,795千円	501,196千円
固定資産 - 繰延税金資産	290,244	254,043
流動負債 - その他	11,593	11,236
固定負債 - 繰延税金負債	536,060	605,650

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当連結会計年度(平成29年3月31日)及び前連結会計年度(平成28年3月31日)とも法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(訂正後)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	117,641千円	348,773千円
退職給付に係る負債	104,809	275,160
関係会社株式評価損	9,060	9,180
関係会社出資金評価損	57,380	110,525
未払賞与	168,716	166,588
貸倒引当金	247,041	268,701
たな卸資産評価損	324,611	270,221
賃貸借契約解約損	221,760	-
その他	545,001	503,321
繰延税金資産小計	1,796,022	1,952,472
評価性引当額	693,297	849,755
繰延税金資産合計	1,102,725	1,102,716
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	73,302	70,245
子会社の留保利益	134,205	126,081
退職給付に係る資産	522,875	578,726
退職給付信託設定	-	158,927
特別償却準備金	13,478	12,014
その他	24,476	18,368
繰延税金負債合計	768,337	964,364
繰延税金資産(負債)の純額	334,387	138,352

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産(負債)の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	591,795千円	501,196千円
固定資産 - 繰延税金資産	290,244	254,043
流動負債 - その他	11,593	11,236
固定負債 - 繰延税金負債	536,060	605,650

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当連結会計年度(平成29年3月31日)及び前連結会計年度(平成28年3月31日)とも法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

( 2 ) 【その他】

(訂正前)

当連結会計年度における四半期情報等

( 累計期間 )	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 ( 千円 )	7,525,188	15,067,730	23,242,759	32,873,573
税金等調整前四半期 ( 当期 ) 純利益金額 ( 千円 )	167,369	368,035	1,669,812	2,601,920
親会社株主に帰属する四半期 ( 当期 ) 純利益金額 ( 千円 )	119,188	239,798	1,098,883	1,718,931
1 株当たり四半期 ( 当期 ) 純利益金額 ( 円 )	9.15	<u>18.40</u>	84.34	131.93

( 会計期間 )	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純利益金額 ( 円 )	<u>9.14</u>	<u>9.25</u>	<u>65.93</u>	<u>47.58</u>

(訂正後)

当連結会計年度における四半期情報等

( 累計期間 )	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 ( 千円 )	7,525,188	15,067,730	23,242,759	32,873,573
税金等調整前四半期 ( 当期 ) 純利益金額 ( 千円 )	167,369	368,035	1,669,812	2,601,920
親会社株主に帰属する四半期 ( 当期 ) 純利益金額 ( 千円 )	119,188	239,798	1,098,883	1,718,931
1 株当たり四半期 ( 当期 ) 純利益金額 ( 円 )	9.15	<u>18.41</u>	84.34	131.93

( 会計期間 )	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純利益金額 ( 円 )	<u>9.15</u>	<u>9.26</u>	<u>65.94</u>	<u>47.59</u>

## 2【財務諸表等】

### (1)【財務諸表】

#### 【株主資本等変動計算書】

当事業年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

（訂正前）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
				特別償却準備 金	別途積立金	繰越利益剰 余金		
当期首残高	1,236,640	2,244,650	2,244,650	150,387	31,002	4,900,168	3,457,208	8,538,767
当期変動額								
特別償却準備金の取崩					3,632		3,632	-
剰余金の配当							156,347	156,347
当期純利益							519,031	519,031
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	3,632	-	366,316	362,683
当期末残高	1,236,640	2,244,650	2,244,650	150,387	27,370	4,900,168	3,823,525	8,901,451

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,433	12,018,624	187,116	187,116	12,205,741
当期変動額					
特別償却準備金の取崩		-			-
剰余金の配当		156,347			156,347
当期純利益		519,031			519,031
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			4,236	4,236	4,236
当期変動額合計	-	362,682	4,236	4,236	358,447
当期末残高	1,433	12,381,308	182,880	182,880	12,564,188

(訂正後)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
					特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,236,640	2,244,650	2,244,650	150,387	31,002	4,900,168	3,457,208	8,538,767
当期変動額								
特別償却準備金の取崩					3,632		3,632	-
剰余金の配当							156,347	156,347
当期純利益							519,031	519,031
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	3,632	-	366,316	362,683
当期末残高	1,236,640	2,244,650	2,244,650	150,387	27,370	4,900,168	3,823,525	8,901,451

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,433	12,018,624	187,116	187,116	12,205,741
当期変動額					
特別償却準備金の取崩		-			-
剰余金の配当		156,347			156,347
当期純利益		519,031			519,031
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			4,236	4,236	4,236
当期変動額合計	-	362,683	4,236	4,236	358,447
当期末残高	1,433	12,381,308	182,880	182,880	12,564,188

【注記事項】

(税効果会計関係)

(訂正前)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産		
関係会社株式評価損	9,060千円	9,180千円
関係会社出資金評価損	57,380	110,525
貸倒引当金	245,652	257,792
退職給付引当金	26,391	108,327
未払賞与	115,473	113,158
たな卸資産評価損	127,876	111,766
繰越欠損金	-	219,836
賃貸借契約解約損	221,760	-
その他	262,919	231,254
繰延税金資産小計	1,117,389	1,231,389
評価性引当額	446,212	533,176
繰延税金資産合計	660,312	680,212
繰延税金負債		
退職給付信託設定	-	158,927
特別償却準備金	13,478	12,014
その他有価証券評価差額金	72,935	69,999
繰延税金負債合計	86,414	240,940
繰延税金資産の純額	584,762	439,271

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率	33.0%	法定実効税率と税
(調整)		効果会計適用後の
均等割額	2.7	法人税等の負担率
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.7	との間の差異が法
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	32.3	定実効税率の100
留保金課税	11.7	分の5以下である
回収時期未定一時差異	25.2	ため注記を省略し
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	9.9	ております。
その他	2.2	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	52.6	

(訂正後)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産		
関係会社株式評価損	9,060千円	9,180千円
関係会社出資金評価損	57,380	110,525
貸倒引当金	245,652	257,792
退職給付引当金	26,391	108,327
未払賞与	115,473	113,158
たな卸資産評価損	127,876	111,766
繰越欠損金	-	219,836
賃貸借契約解約損	221,760	-
その他	313,794	282,802
繰延税金資産小計	1,117,389	1,213,389
評価性引当額	446,212	533,176
繰延税金資産合計	671,177	680,212
繰延税金負債		
退職給付信託設定	-	158,927
特別償却準備金	13,478	12,014
その他有価証券評価差額金	72,935	69,999
繰延税金負債合計	86,414	240,940
繰延税金資産の純額	584,762	439,271

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率	33.0%	法定実効税率と税
(調整)		効果会計適用後の
均等割額	2.7	法人税等の負担率
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.7	との間の差異が法
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	32.3	定実効税率の100
留保金課税	11.7	分の5以下である
回収時期未定一時差異	25.2	ため注記を省略し
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	9.9	ております。
その他	2.2	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	52.6	

(訂正前)

## 独立監査人の監査報告書

平成30年9月14日

寺崎電気産業株式会社

取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	廣田 壽俊	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	仲下 寛司	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている寺崎電気産業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の訂正後の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

## 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、寺崎電気産業株式会社及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## その他の事項

有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、連結財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の連結財務諸表に対して平成29年6月29日に監査報告書を提出した。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ( ) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

(訂正後)

## 独立監査人の監査報告書

平成30年9月21日

寺崎電気産業株式会社

取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	廣田 壽俊	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	仲下 寛司	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている寺崎電気産業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の訂正後の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、寺崎電気産業株式会社及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### その他の事項

有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、連結財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の連結財務諸表に対して平成29年6月29日に監査報告書を提出した。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ( ) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

(訂正前)

## 独立監査人の監査報告書

平成30年9月14日

寺崎電気産業株式会社

取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 廣田 壽俊 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 仲下 寛司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている寺崎電気産業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第37期事業年度の訂正後の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、寺崎電気産業株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### その他の事項

有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の財務諸表に対して平成29年6月29日に監査報告書を提出した。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- ( ) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

(訂正後)

## 独立監査人の監査報告書

平成30年9月21日

寺崎電気産業株式会社

取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	廣田 壽俊	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	仲下 寛司	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている寺崎電気産業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第37期事業年度の訂正後の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、寺崎電気産業株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### その他の事項

有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の財務諸表に対して平成29年6月29日に監査報告書を提出した。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- ( ) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年9月21日

寺崎電気産業株式会社

取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	廣田 壽俊	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	仲下 寛司	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている寺崎電気産業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の訂正後の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、寺崎電気産業株式会社及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### その他の事項

有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、連結財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の連結財務諸表に対して平成29年6月29日に監査報告書を提出した。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ( ) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年9月21日

寺崎電気産業株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	廣田 壽俊	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	仲下 寛司	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている寺崎電気産業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第37期事業年度の訂正後の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、寺崎電気産業株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### その他の事項

有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の財務諸表に対して平成29年6月29日に監査報告書を提出した。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- ( ) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。